



KAGAWA TAKAMATSU

Sustainable Urban Development
Ministers' Meeting

G7都市大臣会合コミュニケ

—持続可能な都市の発展に向けた協働—

2023年7月9日 香川・高松

<仮訳>



I. 前文

1. G7 都市大臣会合の目的:

我々G7 都市大臣は、2023 年 7 月 7 日から 9 日、香川県高松市で会合を開催した。G7 都市大臣会合トラックは、2022 年に議長国ドイツの下で初めて設立され、今回が 2 回目の会合となった。今回の会合には、経済協力開発機構(OECD)、国連人間居住計画(UN-Habitat)、アーバン 7(U7)がオブザーバー機関として参加した。2022 年にドイツ・ポツダムで開催された G7 都市大臣会合のコミュニケに規定された原則と提言を基に、G7 各国は持続可能な都市の成長を実現するための政策を実施し、協力を続けてきた。今年の G7 議長国である日本は、持続可能な都市の成長における「複数のステークホルダーの多層的な協力と、ローカルレベルでの関係する全居住者の参加」の原則に焦点を当て、ポツダムで示された成果を積み上げた。これにより、今年の閣僚会合では、「持続可能な都市の発展に向けた協働」というテーマのもと、我々は共通の課題や政策の取組について議論・意見交換した。我々は「温室効果ガス排出のネット・ゼロでレジリエントな都市」、「インクルーシブな都市」及び「都市のデジタル化(コネクティビティの強化、都市におけるデータと技術の活用の加速)」の三つの議題に焦点を当てた。

2. G7 の背景:

2023 年の G7 広島サミットは、持続可能な成長の推進役として、世界の都市の変革の力が再確認され、ネット・ゼロ、レジリエントでインクルーシブな都市、都市のデジタル化、都市のデータと技術の利用を加速させることに関する原則の策定を指示した。我々は、G7 気候・エネルギー・環境大臣会合、G7 外務大臣会合、G7 デジタル・技術大臣会合、G7 交通大臣会合、G7 男女共同参画・女性活躍担当閣僚会合を含む他の G7 閣僚会合トラックで行われた議論を認識し、歓迎するとともに、これらの会合の成果と整合させ、その成果を基礎とすることにコミットする。

3. 関連する国際的な枠組み、合意、宣言:

我々は、幅広く存在する持続可能な都市の発展に関する既存の国際的な枠組み、合意、宣言を認識する。例えば、

- ・ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2015 年)、特に目標 11「包摶的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」;
- ・ パリ協定(2015 年);
- ・ ニューアーバン・アジェンダ(ハビタット 3、2016 年);
- ・ 仙台防災枠組 2015-2030 (2015 年);
- ・ 昆明・モントリオール生物多様性枠組(2022 年);
- ・ 持続可能な開発に向けた社会的・連帯的経済の促進(2023 年);
- ・ OECD 都市政策の原則(2019 年);
- ・ アーバン 7(U7)市長宣言(2022 年、2023 年)

4. 共通の価値:

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック、気候変動、ロシアのウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争等、現在の世界的危機を背景に、我々は、法の支配、民主主義、普遍的人権及び国際法尊重等の共通の価値を再確認する。我々は、都市政策を用いることによって、あらゆる階層の政府を活用し、幅広いステークホルダーを巻き込むことによる相互連携と協調的な多国間協力によって、より効果的にグローバルな課題に対処することができると考える。

5. ウクライナ:

ウクライナに関する G7 広島首脳コミュニケにおいて確認されたとおり、我々は、国連憲章を含む国際法の重大な違反を構成する、ロシアによるウクライナに対する侵略戦争を、改めて可能な限り最も強い言葉で非難する。ロシアによる残忍な侵略戦争は、国際社会の基本的な規範、規則及び原則に違反し、全世界に対する脅威である。我々は、包括的で、公正かつ永続的な平和に向けて、必要とされる限りの揺るぎないウクライナへの支持を確認する。我々は、ウクライナの重要インフラの修復、復旧及び復興に関して、ウクライナ、パートナー諸国及び関連する国際機関と更なる協調を行う意図を確認する。我々は、復旧・復興の一環として、統合的な都市開発を担う都市を含む、ウクライナ全ての国・地方政府との協力の必要性を認識する。我々は、この協力は、統合的な都市開発に関する G7 の知識と経験を効果的に反映できるよう、計画・準備段階から開始することがより効果的であることを強調する。我々は、ウクライナの復興のニーズに、民主的な主導の下、取り組むことにコミットしている。我々は、6月21日にロンドンで開催されたウクライナ復興会議を歓迎する。この会議では、ウクライナの復旧・復興のニーズを満たすことを支援するという共通の目標をもった各国政府と国際金融機関が団結し、強い連帯が示されただけでなく、ウクライナの大きな可能性の実現に向けた世界のビジネス・セクターのコミットメントが強調された。我々は、より近代的で革新的かつグリーンな経済を取り戻すためのウクライナ政府の努力と決意を支援する。

6. グローバルな課題に対処する都市の役割:

世界人口の 48%が都市に住んでおり、その値は、2050 年までに 55%に増加すると推定されている(OECD/欧州委員会 2020)。人口集積に利点があることは認識されているものの、今日の都市は多様で複雑な課題に直面している。気候変動、生物多様性の損失、汚染という三つの世界的危機がもたらす問題は、相互に補強し合い、本質的に結びついている。また、進行中の世界的なエネルギー危機は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって悪化した。一方では、都市内や都市間における人口動態の変化や社会経済的な格差が、インクルーシブにとって課題となっている。しかし、我々は、これらの課題に対して革新的で統合された先進的なソリューションを提供し、生産と消費のあり方をネット・ゼロにするという、グリーンに向けた公正な移行を可能にする上で、都市が個々に、または、効果的なネットワークの一部として重要な役割を果たすことも認識している。この移行において都市が役割を果たすためには、財政的、人的、知的資源を適切に配分し、官民双方の投資から便益を得ることを強調する。

7. 脆弱な立場にある人々、社会的に疎外された人々、不利な地域の人々:

我々は、個人の経験やニーズに影響を与える幅広く、多様で相互に関連する属性があることを認識している。我々は、高齢者、子ども、女性、障害者、低所得世帯、マイノリティ、LGBTQIA+コミュニティ、

先住民族など脆弱な立場にある人々、社会的に疎外された人々、不利な地域の人々に常に配慮し、インクルーシブを促進する社会空間的アプローチの重要性を強調する。これは、そのような人々が、例えばネット・ゼロへの移行や、気候変動、生物多様性の損失、汚染の影響によって偏った影響や負担を受けるのではなく、むしろグリーンに向けた公正な移行と持続可能な都市の発展から恩恵を受けることができるようになるためである。こうした人々に対する公平性は、すべての人にインクルーシブな都市を育む我々の取組の中核をなすものである。我々は、「ニュー・アーバン・アジェンダ」や「持続可能な開発に向けた社会的・連帯的経済の促進(2023年)」で強調されているように、地域コミュニティや市民社会、それぞれの組織の参加を奨励する。

8. ジェンダー平等:

G7 広島首脳コミュニケで述べられているように、我々は、統合への取組を強化し、我々の社会の実質的な変革のためのジェンダー主流化を深化させることにより、ジェンダー平等問題の断片化と疎外化を克服する必要性を再確認する。ジェンダー平等は、人権の基本であり、平和で豊かで持続可能な世界のために必要な基盤である。この点は、2023年ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関するG7ジェンダー平等大臣共同声明においても強調された。我々は、ジェンダー平等及びあらゆる多様性をもつ女児と女性、そしてLGBTQIA+の人々の人権と尊厳が、都市政策において中心的な柱となるべきであると認識している。我々は都市大臣として、またジェンダー平等を促進するために、我々は、都市インフラ、施設、アメニティの提供や配置は、女性と女児のニーズや関心を考慮すべきであることを認識する。これは、女性と女児の安全と犯罪に対する脆弱性を改善し、女性の完全かつ効果的な社会参加とリーダーシップの機会均等を促進し、女性と女児のデジタル技術へのアクセスを強化するためである。政策は、女性と男性、多様なジェンダーの人々の相互に関連したニーズや要望に適切に対応しながら、幅広い視点を考慮に入れる必要がある。

9. 国政府の役割:

我々、都市大臣は、都市の課題に対処するための政策や取組を推進し、奨励するために主導的な役割を果たす。我々は、長期的なビジョン、戦略、ガイダンス、資金の提供を継続し、地方政府、市民社会、民間セクター、学界、先住民族の取組を支援し、奨励し、歓迎する。我々はまた、革新的な解決策と知識の共有を促進し、都市と他の主体との交流を促進し、持続可能な都市を追求するための国際協力に取り組む。我々は、国政府が公的・民間セクター、地域の産業界、市民社会、学界との連携を強化し、都市の持続可能性の目標を支援するための取組や解決策を前進させる触媒として機能すべきであることを認識する。

10. 空間計画の役割:

気候変動の時代において、都市の気候への適応の必要性が高まるなか、また、都市の持続可能性と市民のウェル・ビーイングを確保するために、我々は、空間計画を活用し、政府、市民社会、民間セクターに対して、土地の利用方法、空間や建物の整備・再編方法、インフラの提供方法に関する指針を提供することに取り組む。我々は、あらゆる階層の政府が、空間計画を他の戦略や政策と統合する必要があることを認識する。この統合されたアプローチを通じて、空間計画は、現在と将来の気候変動がもたらす課題に対応し、新たな住宅、雇用、社会、エネルギー、交通インフラをどのように提供するかという問に対処するとともに、都市、村落、農村地域における自然的・歴史的な基本構造を保護・促進

することができる。空間計画を活用する我々の努力は、状況の変化を機敏に反映する必要がある。このような状況において、空間計画プロセスにデジタル技術とデータを取り入れることは、現状分析を支援し、持続可能な都市の課題に対する潜在的な解決策を特定するのに役立つだけでなく、市民参加を促進する手段にもなる。

11. 国際協力:

2023年G7広島サミットで、G7首脳は、カーボンニュートラルで、レジリエントで、インクルーシブな都市や、都市のデジタル化に関する原則の策定と、都市のためのデータ及び技術の使用の促進を検討することを我々に指示した。G7首脳は、この作業が、自らの都市が、気候変動に係る重大な課題に直面しているグローバルなパートナーとの交流を支援することを強調した。また、G7首脳は、持続可能な都市の発展に関する協力を継続することを再確認した。そのため、我々は各国の状況に応じてこの努力をさらに支援する。我々は、G7が、都市化が最も急速に進んでいる新興国や開発途上国での進展について議論し、動機付け、支援するのに適した立場にあることを認識している。新興国や開発途上国は、広範な都市課題に直面しており、気候への適応の必要性などG7の課題と類似したものもあれば、急速なインフォーマルな都市化など、G7の課題とは大きく異なるものもある。また、新興国や開発途上国の都市、特に地方と大都市をつなぐ中規模都市(中小都市)との間で、質の高いインフラの整備、インクルーシブな都市、デジタル化といったテーマで、ノウハウの共有や相互学習する機会もある。我々の最終的な目標は、各国の事情や地域の状況を尊重しつつ、都市政策に関する国際的なパートナーシップを育むことである。

12. 参画とアウトリーチ:

我々は、各國政府の高官や、オブザーバー機関としてOECD、UN-Habitat、U7から成る、閣僚会合の準備機関である都市担当高級実務者(SUDO)により議論する形式を支持する。我々は、G7以外のグループとの関わりから、可能な限り彼らの意見や見解を取り入れることで、大きな恩恵を受けてきた。我々は、以下の議論と成果を歓迎する:国土交通省と世界経済フォーラムが主催したG7公式官民イベント「G7都市大臣会合に向けた官民ハイレベルラウンドテーブル」(2023年3月28日、東京)、「持続可能な都市の実現を考えるシンポジウム」(2023年5月21日、香川・高松)、「学生サミットin香川・高松~持続可能な都市を目指して~」(2023年6月3日、香川・高松)、2023年U7市長宣言。また、OECD都市政策作業部会(2023年4月24日、パリ)、第2回国連ハビタット総会(6月5~9日、ケニア・ナイロビ)への参加や、SUDOとOECD開発センターとのコミュニケーション(2023年5月26日、オンライン)についても強調する。



II. ネット・ゼロでレジリエントな都市

都市と建築物のネット・ゼロと気候変動レジリエンスへの貢献

13. 気候変動が都市とその役割に与える影響:

最近の IPCC 報告書が強調しているように、気候変動は自然災害の頻度と強度を高めている。特に災害が起こりやすい地域に位置する都市は脆弱であることが多く、人の健康や、生活、主要なインフラが重大な悪影響にさらされる傾向がある。その結果、経済的損失やサービス供給(水やエネルギーの供給、交通システムなど)の途絶を招き、その影響は直接被害を受けた都市を越えて及ぶ可能性がある。また、こうした災害が、発災時には、しばしば、その都市の根底にある脆弱性を悪化させ、住民の他の都市や国への移住を迫ることもある。エネルギー関連の CO₂ 排出量の 70%、エネルギー需要の 3 分の 2 を都市が占めているという事実(IEA, 2016)にかんがみると、気候変動という世界的な課題に取り組み、都市がネット・ゼロの目標を達成し、気候変動の影響に耐え、レジリエンスを構築することを支援・奨励するために、都市大臣は重要な役割を果たす。またこれらの災害が発生した場合には、気候変動により低所得者層が暮らしに困るような不平等を拡大させないためにも、特に脆弱な立場にある人々、社会的に疎外された人々、不利な地域の人々に対する支援メカニズムが不可欠である。我々は、気候・エネルギーに関する行動を推進する上で地方政府の重要な役割を強調した 2023 年 G7 気候・エネルギー・環境大臣会合で述べられているように、ネット・ゼロかつ、レジリエントで、循環型の、ネイチャーポジティブな経済の実現にも貢献する。「緑地と水辺の空間・インフラ」は気候変動の原因と影響の両方に対処できる、自然を活用した解決策として機能し、生物多様性の保全や危機に瀕している種の保護、CO₂ の吸収、暑さへの耐性の向上、洪水管理の強化、自然生態系や都市に対する自然災害の影響の緩和などに役立つ。我々は、以下に記載する土地利用や都市の変革を含む、政策、プログラム、投資を通じて、都市とその周辺地域に「緑地と水辺の空間・インフラ」を確保し、回復することにコミットする。我々は、多様な社会的、環境的、経済的な地域の事情を考慮し、即地的なアプローチが強く奨励されることを強調する。

14. 都市における「緑地と水辺の空間・インフラ」:

「緑地と水辺の空間・インフラ」は、持続可能な都市やその周辺地域の重要な構成要素である。緑地の空間とインフラには、庭園や公園、都市林、既成市街地の緑化(植樹、壁面緑化、屋上緑化、都市農地など)を含む。また、水辺の空間とインフラは、湿地、河川、マリーナ、海岸線、湖沼、その他の水域を含む。「緑地と水辺の空間・インフラ」は、人のニーズと自然を支え、市民の健康とウェル・ビーイングに貢献することで、持続可能な都市を促進する上で重要な役割を担っている。また、2023 年 G7 気候・エネルギー・環境大臣会合で述べられているように、ネット・ゼロかつ、レジリエントで、循環型の、ネイチャーポジティブな経済の実現にも貢献する。「緑地と水辺の空間・インフラ」は気候変動の原因と影響の両方に対処できる、自然を活用した解決策として機能し、生物多様性の保全や危機に瀕している種の保護、CO₂ の吸収、暑さへの耐性の向上、洪水管理の強化、自然生態系や都市に対する自然災害の影響の緩和などに役立つ。我々は、以下に記載する土地利用や都市の変革を含む、政策、プログラム、投資を通じて、都市とその周辺地域に「緑地と水辺の空間・インフラ」を確保し、回復することにコミットする。我々は、多様な社会的、環境的、経済的な地域の事情を考慮し、即地的なアプローチが強く奨励されることを強調する。

15. 都市における生物多様性:

我々は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で規定された都市部における生物多様性の目標を支持する。都市における緑地や水辺は、生物多様性を考慮しない都市開発により、失われる危険にしばしばさらされている。人口増加よりも市街地面積の拡大が速く進み、都市周辺の無計画で無秩序な都市開発が自然環境と緑地・水辺を侵食している。これによって、人々の持続可能な生活を支えられるように、都市が「最適な」レベルの密度で発展しにくくなっている。建物内外の水、土壤、大気の汚染を防止・低減することで、都市はより強靭になり、人の健康に良い影響を与え、生活の質も向上させることになる。

16. 土地利用と都市構造の再編:

我々は、適切に設計された土地利用は、温室効果ガスの排出削減や、気候へのレジリエンス強化、生物多様性の保全に貢献すると認識している。これらの正の効果を得るために、可能な限り、都市構造の再編が追求されるべきである。我々は、既成市街地内であり持続可能な開発パターンを促進し、都市のスプロールを抑制する政策を奨励する。また、我々は、都市とその周辺地域内の空間における緑地と水辺の程度など、デジタルマッピングが土地利用をよりよく理解する方法を提供することを理解する。我々は都市や地域のコンパクト化を実現する都市政策の重要性を強調する。このような政策は、質の高い「緑地と水辺の空間・インフラ」を含む公共サービスやアメニティへのアクセスを向上させるとともに、建物や交通機関、さらにはこれらの建設過程における温室効果ガスの排出を削減する。また、我々は、アフォーダブルな住宅、公共サービス、その他のコミュニティにおける利便施設を地域の拠点や交通機関の近くに整備し、住宅を必要とする人々にとってのアクセスを容易にする必要性を強調する。我々は、すべての土地利用と都市構造の再編は、市民参加を通じて具体化されるべきであると強調する。

17. 交通、モビリティ、ウォーカビリティ:

我々は、徒歩、自転車、アクセスしやすく、バリアフリーな公共交通機関など、より効果的で持続可能な交通手段を提供することの重要性を強調する。モビリティ・アズ・ア・サービス(MaaS)は、一元化されたデジタル・サービスを通じて、さまざまな交通手段へのオンデマンド・アクセスを市民に提供するものであり、自動運転、革新的な渋滞対策とともに都市における利便性と移動効率を高め、移動に伴う温室効果ガス排出を削減することができる。地域の公共交通サービスも含め、さまざまな交通手段を接続し、更にアクセスしやすくする必要がある。我々は、都市のスプロールを防ぎ、土地利用を最小限に抑え、交通や、都市インフラの建設に伴う温室効果ガスの排出を削減するために、都市開発と交通に係る政策を調整する公共交通指向型開発(TOD)の重要性を理解する。すべての人々にとって魅力的で、アクセスしやすく、健康的な都市を実現するためには、安全で快適なウォーカブル空間の総合的な設計、開発、管理を強化し、人力による移動を奨励すべきであることを強調する。これは、交通サービスやインフラを所有、管理、運営し、公共空間や交通サービスを改善したいと思う、官民の連携によって実現できる。

18. 土地利用政策と交通政策の一体化:

我々は、一体化したアプローチを進め、政策の縦割りを避けるべきであることを強調する。土地利用と交通政策の一体化は、政策調整の好例である。「コンパクト・プラス・ネットワーク」とも呼ばれるこ

の政策アプローチは、公共サービスや施設、アメニティを中心市街地やその他の主要な交通拠点に誘導することを助け、ひいては地域の公共交通網の利用拡大につながる。また、持続可能で人力による移動に向けて緑地や水辺を保全し、都市構造の再編を促進することにもつながる。我々は、官民が連携してマルチモーダルな公共交通の拠点を十分な調整のもと、一体的に設計、開発、管理することで、都市のアクセシビリティ、住みやすさ、持続可能性が強化されることを強調する。

19. エネルギー：

我々は、2023年G7広島首脳コミュニケ及び2023年G7気候・エネルギー・環境大臣コミュニケに沿って、エネルギー効率を高めることの重要性と、再生可能エネルギーの導入を加速させるとともに、エネルギー効率の向上をエネルギー転換及びネット・ゼロへの移行における「第一の燃料」とみなすべきであることを再確認する。また、エネルギー安全保障を強化し、アクセスしやすさを向上させ、価格を手頃なものにするなど、エネルギーの無駄を最小化し、節減を最大限にすることで、都市において最も資源効率の高い方法でサービスが提供される必要があることにも留意する。我々は、再生可能エネルギーの生産と利用を促進することで、都市における地域のエネルギーの生産、消費、管理を最適化することの重要性を認識する。例えば、革新的な技術を取り入れた地域エネルギーシステムの導入と更新、省エネルギーの推進、エネルギー需要を削減するための需要面の管理の強化などがある。また、分散型エネルギーシステムへの移行は、イノベーションと民間投資を促進し、エネルギー安全保障を高めるだけでなく、長期的なインフラコストを削減する潜在的な利益をもたらす可能性があることも強調する。また、デジタル技術が効率的なエネルギー管理に貢献することにも注目している。

20. 建築物：

我々は、建築物によって相当割合の温室効果ガスが排出されることを認識する。2021年には、建築物・建設がエネルギー及び工程関連のCO₂排出量の約37%、世界全体のエネルギー需要の34%以上を占めている(Global ABC 2022)。我々は、断熱性や日射遮蔽、気密性等の要素に関する効果的な建築基準やその他の関連法制や施策を通じて、ネット・ゼロの建築物を促進することにコミットする。我々は、建築物の新築と、築年数が経過した建築ストック(特に公的住宅)の改修の両方において、省エネルギー性能を向上させる政策プログラムを奨励する。我々は、例えば、木材を含む持続可能な低炭素材料の使用や、冷暖房システムの脱炭素化、再生可能エネルギーを創出するための屋上への太陽光パネルの設置、屋上や壁面、その他の空間の緑化、建築材料の循環、放置された建築物の活用や再生等の、より伝統的な手法から革新的な先端技術に至る様々な解決策の必要性を強調する。我々は、設計、建設から運用、管理、解体に至るまで、ネット・ゼロの建築物のライフサイクルを推進する必要があることに留意する。我々は、ネット・ゼロの建築物を実現するための国際協力を歓迎し、促進する。我々は、危機や変化に適応してきた長い歴史を有する景観や遺産保存が、都市のレジリエンスや統合的な都市の発展において果たしうる重要な役割を尊重する。我々はまた、こうした課題に関する住民参画や、社会的イノベーションや地域主導の取組を奨励する重要性を強調する。

21. ビルドバック・ベター：

我々は、多くの国が災害に対して脆弱であることを認識し、「仙台防災枠組 2015-2030」に沿って、災害リスク軽減と都市のレジリエンス強化に関する政策を推進し、国際協力を加速する。我々は、都市が、将来起こりうる災害に備え、自然災害に対して強靭であるために、災害が起こる前からビルドバ

ツク・ベター(Build Back Better)のアプローチを検討する必要があることを強調する。我々は、災害発生時にも重要なインフラの機能が継続するよう、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則(2019)」に従い、設計、建設、維持管理されるべきでることを改めて強調する。また、水災害の防止は、河川集水域や流域の規模で計画され、実施されるべきであり、可能であれば、自然環境の保護と自然に基づく解決策を優先すべきであることを強調する。我々はまた、リスクマッピング、早期警報システム、気候変動を考慮に入れた規範や基準の策定といったソフト対策は、ハード対策と連携されるべきであることを理解する。我々は、国・地方政府、市民社会、民間セクター、地域コミュニティ、先住民族との、計画と実施における連携の重要性を強調する。これには、リスクの高い地域での都市開発に際して、可能な限り、影響を受ける人々やコミュニティとの協議を組み込むことも含まれる。

移行に要する費用の資金調達

22. 資金ギャップの解消:

我々は、気候関連リスクへの対応には多大な財源が必要であることを認識する。例えば、2016 年から 2030 年の間に気候変動と開発の目標を達成するためには、年間約 6.9 兆ドルが必要になるという調査結果がある(OECD、世界銀行、UNEP)。国政府は資金調達の重要な役割を担っているが、公的部門の資源だけではギャップを埋めるには不十分である。我々は、民間セクターからの投資を含め、財政的な解決策を探るべきである。「質の高いインフラ投資に関する G20 原則(2019 年)」を遵守し、的を絞った協調的な都市、建築物、インフラ、交通、エネルギー部門への投資が不可欠である。

23. 革新的な資金調達:

我々は、国政府や政府間組織による補助金、助成金、基金、税制優遇措置といった従来の資金調達スキームの重要性を認識する一方で、ネット・ゼロや気候変動レジリエンスの目標に向けた取組みを推進するための多様な資金調達アプローチを歓迎する。これには、融資や投資、インフラファンド、バリュー・キャプチャー・ファイナンス、コレクティブ・ファイナンス、生物多様性オフセット、クロスファンディング、生態系サービスへの支払いや CO₂ 排出権取引からの収益などの資金フローを促進するインセンティブが含まれる。また、都心部と地方部をまたぎ、これらのスキームを活用することも支持する。我々は、インパクト投資や ESG 投資など、民間セクターの投資を促進・奨励する市場環境を整備できる措置を実施すべきである。グリーン・プロジェクトに関する基準設定は、こうしたプロジェクトへの民間投資を導くのに役立つだろう。これは、グリーンへの投資に関する共通の理解を育み、国境を越えたものも含め、グリーン市場の予測可能性と透明性を高めることができる。さらに、公共調達に社会性とグリーンに関する条項を導入・強化すべきである。

協働に向けて

24. 国政府の役割:

我々は、持続可能な都市の発展に向けた、国の都市に関する計画や政策、ビジョン、戦略、ロードマップ等の国の都市政策を通じて、ネット・ゼロでレジリエントな都市を追求し、ネット・ゼロな都市への進

涉状況のモニタリングを強化する。同時に、関係閣僚と連携し、関係主体の協力を得て、国レベルの気候変動への適応と緩和のための計画(国が決定する貢献、国別適応計画など)、災害リスク削減、およびインフラ計画において、都市の視点を入れ込むことを目指す。

25. 国・地方政府間の連携:

我々は、国政府があらゆる階層の政府において気候変動行動を促進することを目指すべきであることを強調し、地方政府とのコミュニケーション、連携、相互支援を強化するよう努める。これにより、地方政府における政策プログラムやその実行を含め、持続可能な都市の発展に向けた国政府と地方政府間で行動の一貫性、補完性、整合性が促進される。我々は、国政府からの財政的支援とともに、知識と情報の共有が有用であることを強調する。また、地方政府が自らの資源と地域コミュニティや先住民族とのネットワークを活用する努力を奨励し、歓迎すべきである。我々は、気候変動目標に関連する地方政府の野心的なコミットメントと努力の重要性を認識する。また、我々は、2023年気候・エネルギー・環境大臣会合によって設立された「地方の気候行動に関する G7 ラウンドテーブル」への参加をコミットする。

26. 地方政府間の連携:

我々は、地方政府間の連携が、政策の相乗効果、コスト節減、規模の経済を生み出し、地方政府間の境界を越えた問題に取り組む上で効果的であることを強調する。特に、都市機能が集積する都市部では、インフラ管理コストの削減や生活サービスの向上につながる可能性がある。この考え方をあらゆる規模の空間計画に反映させることが重要である。

27. 市民社会・民間セクターとの連携:

我々は、市民社会や、様々なコミュニティや関連するセクターのステークホルダーの参画を得て、気候行動を共同で推進するよう奨励すべきである。同時に、気候変動と気候行動に関する意識啓発に重点を置き、市民の間に支持を醸成し、消費や移動に関する気候変動に配慮した個人の行動変容を促す必要がある。我々は、産業プロセスにおけるエネルギー効率の改善や、戦略的なネット・ゼロ技術の開発・展開を通じて、都市における産業部門の脱炭素化と気候変動へのレジリエンスを促進することにコミットする。我々は、持続可能な都市の発展に向けた課題に取り組むためには、民間セクターの投資が重要であることを強調する。また、よりグリーンでレジリエントな産業への移行を加速するため、産業の循環経済やクローズド・ループな仕組みへの投資、および地域の労働力の再教育の必要性も強調する。

28. 国際協力:

我々は、特に戦略や優良事例の共有など、国際的な連携と交流を促進するために引き続き協力していく。我々は、ネット・ゼロとレジリエンスに関する自らの経験に基づき、気候変動という緊急事態に直面している新興国や開発途上国を含め、G7 の枠を超えて教訓を共有することを目指す。多様な地域事情を反映した直接的な交流は、都市におけるグローバルな課題への取組を効果的に後押しするため、我々は、国際的な都市間連携と知識の共有を促進することにコミットする。国際的なネットワークもまた、G7 と新興国や開発途上国の都市をつなぐ重要な協力の窓口である。例えば、ICLEI - 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会や、SDGs の地域化と中規模都市のための G20 プラットフォーム (G20 PLIC) などである。



III. インクルーシブな都市

インクルーシブな都市の重要性

29. 誰一人取り残さない:

都市に住み、働く人々の多様性にかんがみ、我々は、持続可能な都市政策が、すべての人にとって公平な結果を確保し、すべての人々、特に脆弱な立場にある人々、社会的に疎外された人々、不利な地域の人々への障壁を取り除くとともに、全ての人々の多様なニーズに対応することに重点を置きつつ、インクルーシブと社会的結束力を育み、誰一人取り残さないことを認識する。

30. 人口動態の変化への対応:

また、我々は、急速な人口動態の変化が都市で進行していることを認識する。G7 の都市圏では、2006 年から 2018 年にかけて 65 歳以上の人口が 33% 増加した(OECD, 2023)。OECD 加盟国の 5 都市に 1 都市が人口減少に直面し(OECD, 2023)、都市における社会的孤立や分断という課題を悪化させるなど、都市の人口減少は共通の課題となっている。このことは、インクルーシブに課題をもたらすものであり、現場の多様なニーズに適切に対応し、効果的な実施を確保するために、統合された参加型の対応をとらなければならない。

多様な背景を持つ人々にとって魅力的でアクセスしやすい都市部

31. 魅力的でアクセスしやすいコミュニティを強化・創造する戦略の実施:

我々は、人間中心のモデルとサービスへの近接性を促進する都市戦略を支持する。住宅、公園、上下水道、情報ネットワーク、エネルギー、医療、社会・文化サービス、教育、商業サービス、レジャースポーツ施設、文化・娯楽施設、自転車道・歩道などの都市インフラは、インクルーシブを促進し、利便性とアクセスしやすさを最大化するよう、調整のとれた方法により計画・開発・管理されなければならない。活動を促し、多様な人々の社会的交流を促進する魅力的でアクセスしやすい公共空間や都市インフラを確保することは、生活の質を高めるために不可欠である。我々は、自宅から徒歩や自転車で行ける距離に、日常生活に必要なもののすべてではないにしてもほとんどにアクセスすることを可能とする公共交通の結節点とアクティブ交通インフラへの投資の重要性を強調する。我々は、都市政策が、重要なインフラが周囲に配置され、公共交通網に徒歩でアクセスできるように居住エリアをどのように設計するかを示すものでなければならないことを強調する。2023 年の G7 交通大臣宣言で述べられているように、我々は、交通大臣と連携しながら、持続可能な都市政策が、すべての地域、特に人口が減少している経済活動中心地の外側にある地域の人々に対するシームレスなドアツードア・アクセスの向上に貢献する役割を担っていることを理解する。

32. 都市における安全とアクセスしやすさ:

我々は、公園や公共空間での犯罪から人々の安全を確保し推進するための政策プログラムの重要性を認識する。特に、女児、女性、子ども、高齢者、障害者を守る必要がある。我々は、アクセスしやすさを向上させるために、ユニバーサルデザインやデジタル技術を提供することで安全性を向上させ、都市中心部の利用を阻害する障壁を取り除くなど、すべての利用者を念頭に置いた都市設計をするとの重要性を強調する。

多様性のある地域コミュニティ

33. 多様性のある地域コミュニティの重要性:

我々は、多様な背景を持つ人々を受け容れる多様性のある地域コミュニティの重要性を強調する。そうすることで、社会的孤立や分断を防ぎ、すべての人々の健康と強靭さ、ウェル・ビーイングを高めることができる。この観点から、我々は、あらゆる能力、あらゆるライフステージの人々のために、公共交通機関へのアクセス、経済活動への参加、様々な社会的、文化的、教育的、娛樂的施設へのアクセスを促進し、支援する必要があると認識する。我々は、家庭の育児負担を軽減し、特に家庭の責任を担うことの多い女性の負担を軽減する保育施設の重要性を強調する。また、我々は、脆弱な立場にある人々、社会的に疎外された人々、不利な地域の人々のニーズや優先事項を特定するために、市民参加の役割も評価する。

34. 医療・福祉サービスを備えた住宅:

我々は、医療・福祉サービスへのアクセスを増進し、居住者間の社会的交流の機会を促進する住宅政策の重要性を認識する。特に、これにより、高齢の居住者は住み慣れた環境で、安全で自立した快適な生活を続けることができる。そのため、我々は、例えば、介護機能や日常生活支援、社会的交流を促進する地域におけるコミュニティ開発サービスを備えた住宅等の、エイジング・イン・プレイス(Aging in Place)を支える公的住宅や民間住宅を供給するよう努める。我々は、こうしたサービスや機能を提供する地域拠点を住宅団地において整備することにより、特に高齢者や子ども、障害者等の、住まいに関する特別なニーズのある人々にとって、重要なコミュニティや社会的な恩恵がもたらされることを認識する。こうしたサービスが、地域の人々のニーズに合わせて作られ、アクセスが居住者に限定されるのではなく、誰に対しても開かれたものである場合、より効果的である。

35. ハウジング・アフォーダビリティ(Housing Affordability):

我々は、ハウジング・アフォーダビリティ、すなわち適正な負担で良質な住宅を確保できることに関する課題は、あらゆる階層の政府による目標を定めた投資、特に中低所得者世帯向けの公的住宅や民間住宅の供給を通じて、対処される必要があることを強調する。我々はまた、国や地域の状況に応じて、空き家となった住宅の活用も奨励される必要があることを認識する。我々はまた、省エネルギー性能の向上に向けた施策は生活費の削減に有効であると認識する。我々は、ハウジング・アフォーダビリティの課題に対処する際に、人々の多様で異なるニーズ、特に脆弱な立場にあり、社会的に疎外された様々な年齢層の人々のニーズを考慮する重要性にも留意する。

都市内・都市間格差是正のための経済成長

36. 地域の経済活動の強化:

我々は、社会的・知的交流の拠点となる「創造都市」を目指すことで、イノベーションや知識集約型経済により格差を縮小できると理解している。我々は、このようなアプローチは、特に中小都市に意義があることを強調する。その一つの方法は、中小企業(SMEs)を強化・支援し、社会起業家や新しい社会的ビジネスモデルを含む、新たな革新的な産業の到来を促すことである。我々は、教育・研究機関と起業家の間などの地域のつながりを強化し、バリューチェーンを地元で完結することが、イノベーションや利用可能なすべての資産の活用につながることを強調する。我々は、エネルギー、食料、その他の製品およびサービスを、それらが生産された場所のできるだけ近くで消費する循環経済が、持続可能な輸送網と地域経済の利益を支えることになると認識する。

37. 都市再生:

我々は、総合的な都市再生プロジェクトが、アクセスしやすさを高め、経済活動を促進する効果的な方策となり得ることを強調する。そのようなプロジェクトには、社会的に不利な地域の改善、イノベーションの拠点の提供、都市やコミュニティの中心部における中小企業のための手頃なスペースの開発、そのような場所へのアクセスしやすさの改善が含まれる。我々は、これらのプロジェクトによって影響を受ける人々にも意見を聞くべきであると認識する。

協働に向けて

38. 国政府の役割:

我々は、国政府が、関連する政策分野にまたがる明確な政策目標を設定すること、差別や不平等を減らすために地方政府やコミュニティに注目し、支援すること、人権を尊重、保護、実現することにより、インクルーシブを推進する最前線に立つべきであることを強調する。

39. 地方政府の役割と地域に根ざしたアプローチ:

地方政府は、市民に最も近い階層の政府として、政策の開発、実施、評価において、地域の状況について独自の視点を提供し、地域の状況に対応するために適した立場にある。我々は、インクルーシブは地域の状況に強く基づくものであるため、地域に根ざしたアプローチの重要性を強調する。

40. 市民社会、先住民族との連携:

我々は、多様な背景をもつコミュニティや市民社会(教育・研究機関を含む)、先住民族との関わりは、インクルーシブな都市を形成し、持続可能な都市を実現するために不可欠であると認識する。すべての人々、特に、最も脆弱で社会から疎外された人々に意見があると理解することが不可欠である。

41. 国際協力:

我々は、インクルーシブな都市を実現するにあたり直面する共通の課題に対する解決策を探る上で、国際協力の重要性を認識する。課題や課題へのアプローチは、国や地域によって大きく異なるが、戦略や優良事例を共有し、共通の課題を持つ他国等と協力することで、国境を越えて知識を広げ、解決策を見つける手がかりになる可能性がある。

IV. 都市におけるデジタル化

デジタル化の恩恵

42. 人間中心の都市に向けたデジタル化:

我々は、特に人々の交流、生活、仕事、都市への参加の仕方が変化した COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の流行以降、データ・技術の利用および接続性の強化の両方を包含するデジタル化が、持続可能な都市を創るための重要なツールとなったことを認識する。G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の「G7 デジタル・技術閣僚宣言」では、デジタル化とデジタルインフラが、現代社会を支え、日本国政府が掲げる Society 5.0 のビジョンなど新興技術や人工知能(AI)を含むデジタル技術の恩恵を最大限に生かした、インクルーシブな経済成長に貢献すると表明した。我々は、デジタル化が、都市における経済、環境、社会の発展とマネジメントに貢献しうることを認識する。また、デジタル化は気候変動を軽減しインクルーシブを高めるという正の影響をもたらしうる。我々は、「スマートシティ」の取組が「人間中心の都市」の実現に貢献し、人々の多様なニーズやライフスタイルに対応した公平な解決策を提供しうることを認識する。G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の「G7 デジタル・技術閣僚宣言」で強調されたように、「スマートシティ」の取組は、あらゆる規模の都市や地域において、つながりを強化し、デジタル格差を是正するという新しい役割を担う。

43. 意思決定と参加型プロセスのためのデジタル化:

あらゆる階層の政府で、物理的空間のみならずサイバー空間も活用し、都市計画や都市政策の企画立案・実施方法を改善するための、インクルーシブで利用しやすいデジタル技術の可能性を強調する。コミュニティの参画や市民参加型プロセスにおいてデジタル技術を活用することで、より多くの情報を踏まえたエビデンスベースの取組を強化・効率化し、特に脆弱な立場にある人々、社会的に疎外された人々、不利な地域の人々を含め、市民のインクルーシブな意思決定を促進する。一方で、対面によるサービス提供や市民参加の方法も引き続き重要な役割を果たすことを強調し、可能な場合にはデジタル・対面の両面を活かした手法を支持する。

都市におけるデジタル化を可能とするもの

44. デジタル化の課題への取組:

私たちは、「人間中心の都市」に向けたデジタル化が、新しく興味深い機会をもたらすことを認識する一方で、内在するリスクにも留意し、あらゆる規模の都市とその住民が恩恵を共有できるよう、その課題に対処することが急務であることに留意する。安全で強靭なデジタルインフラは、人間中心のデジタル化がもたらす広範な便益を実現するために重要であり、この問題に関する継続的な取組と議論の重要性を認識した G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の「G7 デジタル・技術閣僚宣言」を歓迎するとともに、広範な便益の実現を確実にするためのさらなる国際協力を支持する。

45. データガバナンスとオープンデータ:

我々は、G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の「G7 デジタル・技術閣僚宣言」における、DFFT(Data Free Flow with Trust)に関する取組を加速し具体化すると表明したことを再確認する。我々は、DFFT の原則と適切なデータガバナンスの下、セキュリティ、プライバシー保護、データ保護、知的財産権の保護に関する課題に対処し、データガバナンスに対する多様なアプローチを認識しながら、都市に関する公共データが原則オンラインでアクセスできることが望ましいことを理解する。

46. データベースとデータの共有:

我々は、データを収集するための調査や、土地利用、交通実態、人々の活動パターンを含む都市に関するデータベースの開発・利用が、都市政策や都市計画の指針となる有益な情報を提供できることを理解する。我々は、そのようなデータが利用可能で、適切に管理され、市民がアクセスしやすいものであるべきと認識する。また、そのようなデータやシステムは定期的に更新する必要があることも理解している。この取組は、データのプライバシーやデータ保護規制、知的財産権、セキュリティの問題を考慮し、責任を持って行われるべきである。我々は、オープンで標準化されたデータフォーマットが、比較可能性、移植性、相互運用性を高めると認識する。

47. 能力強化とデジタルコネクティビティを通じたデジタル格差への対応:

G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の「G7 デジタル・技術閣僚宣言」で述べているように、我々は、デジタル格差は多様な方法を用いて対処されるべきであると強調する。このような対処法の例としては、ブロードバンドや5Gなどの強靭かつ安価なデジタルインフラネットワークへのアクセスや提供、標準化されたデータフォーマットでの信頼できるデータの提供、公的部門の人々や脆弱で社会から取り残された人々や貧しい地区の住民などすべての人々のデジタル能力の向上を奨励することなどが挙げられる。このような努力は、デジタル技術の利用者を拡大し、技術の供給者によって生み出されたものではない、これまで気づかれなかったニーズに対応する新たなデジタル市場を開拓する。これこそが、テクノロジー主導ではなく、人間中心の都市の発展を実現するための重要なポイントである。我々は、デジタル格差は、大都市圏に比べて中小都市圏においてより深刻であることを認識し、あらゆる規模の都市に焦点を当てる必要があることを強調する。

48. ユースケースの開発:

我々は、データを視覚的に没入感のある表示をするなど、データやデジタル技術の実用的な利用方法を示すユースケースを開発する価値についても強調する。デジタルマッピングツールや、デジタルツイン(3D都市モデルなど)を用いて、ユースケースを開発することで、デジタル化の有効性と可能性をより幅広く強調することができる。

49. デジタル化の評価:

我々は、既存の枠組みを活用することも含め、都市のデジタル化の測定・評価手法について検討する必要性を強調する。これには、各都市のデジタル化導入の進捗状況や、都市へのデジタル化の影響を測定することも含まれる。ユースケースはこの評価プロセスにおいて、特に有用である。

協働に向けて

50. 国政府の役割:

我々は、国政府が、地方政府や民間セクターとの協働のもと、都市におけるデジタル化のビジョン、政策、アプローチ、ガイドラインの策定、優良事例やユースケースの提示などを通して、デジタル化を推進する役割を担うと認識する。我々は、このような知見や事例を共有し、広めることをコミットする。我々は、都市大臣が、デジタル技術、デジタルインフラ、DFFT を担当する他の関係大臣とのコミュニケーションおよび連携を強化し、倫理的・機能的な懸念に適切に対処するための政策を含め、デジタル化・デジタル技術に関する問題について継続的な対話を実行する価値を理解する。

51. 地方政府の役割:

我々は、地方政府が、都市に関連する公共データを収集し、一般市民がアクセスできるようにするために適した立場にあると認識する。また、我々は、公務員のデジタル能力の向上が重要であることも理解する。我々は、すべての人々の平等なアクセスとサービスを確保するために、地方政府間の相互運用性とデジタル・サービスの共有が重要であることを理解する。我々は、デジタル化のプロセスを推進するために、国際的・国内的なガイドライン・枠組みに沿った計画や戦略を策定する地方政府の努力を歓迎し、支援する。

52. 連携プラットフォーム:

我々は、大学・研究機関、地元企業・産業界との連携を含む官民連携が、都市のデジタル化の推進に関する知識の共有とイノベーションのための触媒となり得ることを認識する。このような連携は、ユースケースの開発や、都市の再編過程に関するシミュレーションなど、視覚的に分かりやすい情報の活用により促進されることを強調する。

53. 市民社会や民間セクターとの連携:

我々は、クラウドソーシングや知識の共創が、デジタルソリューションの開発・維持を促進する大きな可能性を持っていることを認識する。革新的な民間セクターは、デジタル技術の研究開発を通じて、幅広い知識を有していることが多い。市民社会組織は、デジタル技術の活用におけるコミュニティの能力開発を支援することに適していることが多い。

54. 国際協力:

我々は、2023年6月の第二回国連ハビタット総会で議論された、デジタル化とスマートシティに関して、国際的な連携と交流を促進するために協働することを再確認する。我々は、戦略や優良事例を共有することにより、持続可能な都市に向けたデジタル技術の実装や、新興国や開発途上国を含むグローバルなスマートシティの実現について、互いの経験から学ぶことに取り組む。また、我々は、国際協力を強化するためのネットワークとして、「G20 Global Smart Cities Alliance」の価値も認識する。



V. まとめ

55. 協働:

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの世界的危機に直面するなか、都市の多大な努力、役割及び潜在性を認識し、それらの危機に対処する都市の可能性を認識することで、我々は、持続可能性と人々のウェル・ビーイングの実現に寄与する都市政策の設計、改善、実施に取り組むことにコミットする。我々の議論の中で強調され、上記の対応するセクションで詳述され、2023 年の都市大臣会合のテーマに示されているように、我々は、地方政府、特に中小都市、市民社会、民間セクター、産業界、学界、先住民族と協働して任務を遂行することにコミットする。香川・高松原則は、多様な主体との協働のあり方を示す。

56. 今後の行動:

我々は、持続可能な開発目標、パリ協定、ニュー・アーバン・アジェンダ、仙台防災枠組、昆明・モントリオール世界生物多様性枠組などの重要な国際的枠組み、合意及び宣言について、国際的な舞台での今後の議論、進展を実現し加速するための継続的な支援と関与を歓迎する。我々はまた、ネット・ゼロでレジリエントな都市、インクルーシブな都市、都市のデジタル化というトピックに限らず、これらに関する情報交換、優良事例の共有、政策オプションの議論を強化することにコミットし、注力する。我々は、G7 間のみならず、新興国や開発途上国を含む G7 以外の国々や、グローバルな課題に取り組む国際機関やネットワークとも協力する。我々は、相互支援、情報共有、研究のため、SUDO による議論の形態を引き続き支援する。我々は、2024 年に都市大臣会合を開催するという次期 G7 議長国であるイタリアの意向を温かく歓迎する。